

国立公園における協働型運営体制のあり方検討会 －中間取りまとめ－

平成24年3月23日

「中間取りまとめ」の位置づけ

環境省が、国立公園における協働型運営の推進を図るために必要な助言を得るために設置した、「国立公園における協働型運営体制のあり方検討会」において、23年度の検討内容を整理し、24年度の検討事項を明らかにすることを目的に、検討会委員（6名の有識者）により取りまとめられたもの。検討会では、平成24年度も引き続き検討を行い、24年度中に「国立公園における協働型運営体制のあり方に関する提言」を取りまとめる。

1. 背景

- 我が国の国立公園は、その区域を公園専用に限定せず、また土地所有に係わらず公園を指定する地域制の自然公園制度を採用しており、適正な管理を実現するためには国立公園関係者が「協働」することが必要。
- 国立公園の指定及び管理は、国が実施することが国際標準であるが、フランス、イタリアなどでは、国立公園ごとに国、地方公共団体、学識経験者、環境保護団体等からなる委員会等を設置し、国立公園の管理方針の決定に関与する仕組みが存在。
- 我が国の国立公園においては、古くから、希少動植物の保護、マイカー規制、ビジターセンターの管理等の個別課題に対処するために、協議会（「個別課題対応型協議会」）が設置され、協働の取組が行われてきた。しかし、国立公園の管理方針を総合的に検討するための機関が設置されているのは、尾瀬などの一部の地域に限られ、また、これらの地域においても、国立公園の運営に対する協議会の役割や裁量範囲の明確化、各団体の意思決定権のある者の参画による体制の強化などが課題。
- 地域主権改革の議論を踏まえ、国立公園の保護管理に地方自治体の考え方が反映され得るような協働型の管理の重要性が拡大。
- 協働型の国立公園運営を推進するために、国立公園ごとの将来像・ビジョンを議論・共有した上で、国立公園の管理方針を検討・提案するための総合型協議会の設置を、地方環境事務所が中心となって進めることが必要。

2. 総合型協議会の役割

- 総合型協議会の主要な役割は、将来像・ビジョンの議論・共有、国立公園の管理方針の検討・提案。
- 協議会での協議事項は、当該国立公園が提供するサービスの明確化、国立公園の運

営の具体的な目標、目標達成のための計画、計画実施にあたっての課題、計画実施の進捗状況の確認等。

- 国、地方公共団体等の関係者が協働で国立公園の管理方針を検討・提案することにより、国立公園の運営が、地域の観光施策や教育・文化施策等と連携したものとなり、例えば次に挙げるような地域固有の自然環境、歴史・文化、農林水産業等の魅力を活かした取組を協働で展開。
 - 世界遺産やジオパーク認定等の自然の再評価をきっかけとする観光振興、エコツーリズムの活性化
 - 自然の保護と利用者の安全を確保しつつ、地域の要望を踏まえた迅速な利用施設の整備
 - 環境省と地方自治体、地元団体との協働による、シカ等の獣害対策事業や劣化した自然の再生事業等の実施
 - 地域の学校・NPOとの連携した環境教育の推進
- 総合型協議会が常設されることにより、国立公園内の運営に関わる新たな問題について、顕在化する前に関係者が協力して対策を検討することが可能。
- 協議会では、①国立公園における環境省の所管する事務の範囲内の事項、②国立公園内における環境省の所管する事務の範囲外の事項、③国立公園区域外における措置に関わる事項、の3つのレベルを区別して検討。

3. 協議会の構成

- 協議会は、地方環境事務所、国の出先機関、地方公共団体、公園事業者の代表（観光協会など）、公園管理団体、当該国立公園の自然環境・社会環境に特段の知見を有する者（研究者や国立公園の利用者を代表する者など）等で構成。
- 協議会の提案事項の実現確保のために、各機関の意思決定権のある者が参画。

4. 協議会の対象地域

- 一体性の高い国立公園の場合には、一つの協議会で国立公園全域を扱うことができるが、協働の観点から、地理的・社会的状況（地域の連携体制、利用者の動向等）を踏まえ、一つの国立公園を複数の地域に分割することも検討。その際、国立公園の公園計画の区分や管理計画の区域を参考にしつつ、一体となって取組を進めるのに適切な範囲を設定。一つの国立公園に複数の協議会が設置される場合には、協議会間の連携・連絡体制を構築。
- 外来種の防除や大型獣による被害の防止、国立公園区域外も含めた広域での観光・教育等との連携や情報提供の推進などを実施するため、協議会の検討範囲は、国立公園区域外も含めることとする。

5. 今後の検討課題

- 平成 24 年度に、以下の点を中心に、「国立公園における協働型運営体制のあり方検討会」において検討・整理。
 - 協議会の具体的な検討・提案事項
 - 公平・公正さを確保した協議会の構成
 - 国立公園の管理に責任を有する国の役割と、地域のニーズを汲み上げ協働を

- 目指す協議会の役割を踏まえた役割分担の具体化
 - 幹事会の設置など協議会の運営を円滑にするための体制
 - 協議会の形骸化を防ぐための方策
 - 学識経験者によって構成される委員会など第三者機関の設置の必要性及び妥当性
 - 公平・公正さの確保及び人力的・予算の面からの実現可能性を踏まえた事務局のあり方
 - 協議会の提案事項の実現を担保するために必要な措置（制度改正を含む）
- 協働型運営の構築に際しての留意点等を明らかにすることを目的として、妙高地域、箱根地域、志摩地域等においてケーススタディー調査を実施。
- 全国の複数の箇所において総合型協議会の設置に向けたモデル的な取組を実施。また、新規指定の国立公園において協働型運営を推進。平成 24 年度中に、「国立公園における協働型運営体制のあり方検討会」において、国立公園における協働型運営の推進に必要な施策及び制度について提言の取りまとめ。

参考 国立公園における協働型運営体制のあり方検討会について

(1) 委員 (50 音順)

海津	ゆりえ	文教大学国際学部国際観光学科・准教授
熊谷	嘉隆	国際教養大学地域環境研究センター・教授
下村	彰男	東京大学大学院農学生命科学研究科・教授（座長）
土屋	俊幸	東京農工大学大学院農学研究院 自然環境保全学部門・教授
寺崎	竜雄	財団法人交通公社・観光調査部長
吉田	正人	筑波大学大学院人間総合科学研究科・准教授

(2) 平成 23 年度の検討経緯

第 1 回検討会（平成 23 年 10 月 20 日）

- ・ 検討会の設置
- ・ 国立公園における協働型運営体制の経緯と現状の整理
- ・ 23 年度調査内容の紹介

第 2 回検討会（平成 23 年 12 月 20 日）

- ・ 国内の国立公園における協働型運営体制の事例について
- ・ 海外の国立公園における協働型運営体制に係る制度について
- ・ 有識者からのヒアリング（地方自治体）

第 3 回検討会（平成 24 年 3 月 17 日）

- ・ 国立公園における協働型運営体制のあり方検討会—中間取りまとめ

国立公園における協働型運営体制のあり方検討会 設置要綱

(目的)

第1条 国立公園における協働型運営の推進を図るために必要な助言を得るため、有識者による「国立公園における協働型運営体制のあり方検討会」(以下、「検討会」とする。)を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は国立公園において、その運営を担う関係者が円滑に協働できる体制の構築を推進するために、次に掲げる事項を検討するものとする。

- (1) 国立公園において協働型による運営が特に求められる事項
 - (2) 国立公園における協働型運営のために望ましい体制
 - (3) 国立公園における協働型運営体制の推進に必要な施策
 - (4) 国立公園における協働型運営体制の推進に必要な制度
 - (5) その他、国立公園における協働型運営体制の推進に必要な事項
- ※23年度は、(1)及び(2)を中心に検討する。

(構成)

第3条 検討会は環境省から依頼された有識者をもって構成する。

(運営)

第4条 検討会は、座長が招集し、議事進行を行う。

- 2 座長は、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、必要に応じて、委員以外の有識者等に対し、検討会への出席を求められることができる。
- 4 座長は、自らが検討会に出席できない場合、委員の中から座長代理を指名することとする。
- 5 検討会は、原則として公開とし、議事については議事要旨を公開するものとする。なお、資料についても原則公開とするが、公開することが不適切なものについては座長の判断で非公開にできる。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、環境省より委託された財団法人国立公園協会が務める。

(その他)

第6条 上記の定めのない事項で、検討会の運営に必要なものについては、別に定める。

(附則)

この要綱は、平成23年10月20日から施行する。